

おわりに

第1回「川の日ワークショップ」によせて

河川法が改正され「環境」が制度的に位置付けられた。法改正の趣旨を生かすには、多自然型川づくりの技術水準を高め定着させるとともに、新たな仕組みづくりも必要であろう。

ところで、「いい川」、「いい川づくり」とは何だろう。人によってそれぞれ違い十人十色であるが、一番気になるのは市民の河川観と河川管理者の河川観のすれ違いである。「いい川」というとき、市民的感性は川の中だけでなく、河畔林、橋、町並み、ランドマーク、小川や用水路、活動景や伝統文化含めてトータルにとらえている。それに対し河川管理者の場合、さすが治水安全度だけで川を見る人は少なくなり川・街一体でとらえる人が増えてきたが、それでも制度的な河川区域を中心に見る傾向が強い。近年、さまざまな河川情報マップが作成されているが、河川管理者の作成するマップにはまだ河川区域外の情報が少ないものが多いことなどにもよく表れている。

「いい川づくり」になるともつとはっきりしてくる。市民サイドでは、「川づくり」というといい所を残すとか、川の活性化や川と人の関係性の復権など、川を如何に生き活きとしたものにするかが基本的な課題になる。それに対し河川管理者サイドでは、「つくる」が「造る」になり、工事の視点が前面に出てくる傾向が強い。「いい川づくり」が「いい工事」になり、環境や参加も工事を軸に議論される。

両者の違いは視点の違いであり、どちらが正しいといった問題ではないであろう。その相違を単純な対立構造ではなく、いかに葛藤のエネルギーにするかがこれからのが課題である。河川観の共有化には時間がかかる。まずはさまざまの川や川づくりの見方があることを認め、重複化させることが重要であろう。それがパートナーシップのいい川づくりでもある。この度の「川の日ワークショップ」がその一歩になれば幸いと願っている。

「川の日」ワークショップ実行委員長

森清和（全国水環境交流会代表幹事）